



事業所のアルコール検知器の設置はお済みですか？

2011年4月1日より、事業所ごとの
アルコール検知器設置が義務化されます。



国土交通省 自動車交通局



社団法人 全日本トラック協会

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

2011年4月1日より、事業所ごとのアルコール検知器設置が義務化されます。



国土交通省は、「事業用自動車総合安全プラン 2009」に基づき、事業用自動車の飲酒運転ゼロの目標を達成するため、点呼時にアルコール検知器の使用を義務づける等の改正を行います。

- 事業者は、点呼時に**酒気帯びの有無**を確認する場合には、**目視等で確認するほかアルコール検知器を用いてしなければならない**（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- 事業者は、**営業所ごとにアルコール検知器を備え、常時有効に保持しなければならない**（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）。
- このため、事業者は、アルコール検知器の**故障の有無を定期的に確認しなければならない**（関係通達の一部改正）。
- 電話点呼の場合には、運転者に**アルコール検知器を携行させ、検知結果を報告させる**等により行う（関係通達の一部改正）。

違反した事業者には厳しい罰則が科せられます。

飲酒運転に係る行政処分基準 (H21.10.1より)

① 運転者が飲酒運転を引き起こした場合

初違反 **100** 日車 → 再違反 **300** 日車

② 事業所が飲酒運転等を下命認めた場合

即時 14 日間の事業停止

③ 事業所が飲酒運転等を伴う重大事故に係る指導監督義務違反の場合

即時 7 日間の事業停止

④ 事業所が飲酒運転等に係る指導監督義務違反の場合

即時 3 日間の事業停止

点呼におけるアルコール検知器の備えに対する処分基準の創設 (H23.4.1より)

① アルコール検知器の備え義務違反 備えなし

初違反 **60** 日車 → 再違反 **180** 日車

② アルコール検知器の常時有効保持義務違反

初違反 **20** 日車 → 再違反 **60** 日車